

# 部活動指導ガイドライン

令和元年12月  
瀬戸市教育委員会

# 目 次

## 1 本ガイドライン策定の趣旨

(1) 部活動の意義 ······	1
(2) 学校教育における部活動の視点 ······	1

## 2 適切な部活動の運営と指導

(1) 適切な活動量（休養日や活動時間の設定等） ······	2
(2) 組織的な運営体制の整備 ······	2
(3) 活動計画の作成 ······	2
(4) 顧問の役割 ······	3
(5) 保護者および地域との連携 ······	3
(6) 安全の確保と緊急時の対応 ······	4
(7) 体罰の根絶 ······	5

【参考資料】 ······	5
---------------	---

## 1 本ガイドライン策定の趣旨

### (1) 部活動の意義

- 部活動は、共通の趣味や関心を持つ同好の児童生徒によって行われる活動であり、学習指導要領においては「学校教育の一環として」位置づけられ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学校教育が目指す資質・能力の育成につながるものであると明記されている。
- また、異年齢との交流の中で、児童生徒同士や児童生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、児童生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、多様な学びの場としての教育的意義が高い。
- さらに、生涯にわたって、スポーツ、文化芸術等に親しむ基礎を育むことができるきわめて重要な役割を果たしている。

### (2) 学校教育における部活動の考え方

学校教育の一環として部活動を実施するに当たって、以下の点に留意する必要がある。

- 部活動は、自らの適性や興味・関心等をより深く追求する機会であることから、各教科の授業や特別活動等の内容との関係にも配慮しつつ、児童生徒自身が教育課程において学習する内容の大切さを認識できるように促すなど、教育課程との関連を図ること。
- 部活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の児童生徒によって行われる活動であることから、児童生徒の自主性を尊重すること。また、児童生徒に任せ過ぎたり、勝つことのみを目指したりする活動にならないよう留意すること。
- 児童生徒がスポーツ活動や文化活動の形成者として、生涯にわたって主体的に参画できる能力を育むこと。
- 部活動の教育的意義が十分發揮されるよう、児童生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、児童生徒のバランスのとれた生活や成長のために、休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、児童生徒の現在及び将来を見据えた活動の展開を図ること。
- 顧問および指導者は、児童生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意した上で、児童生徒の発達段階に応じて、合理的かつ効率的・効果的な活動が行われるよう配慮して指導すること。

## 2 適切な部活動の運営と指導

### (1) 適切な活動量（休養日や活動時間の設定等）

児童生徒の充実した学校生活や成長の保障及びスポーツ障害の予防の観点などから、児童生徒の発達段階に応じて部活動における休養日及び適切な活動時間を設定し、児童生徒や指導者的心身の疲労回復や負担軽減を図る。

#### ア 平常時の活動

- 週当たり2日以上の休養日を設ける。
- 土・日については、どちらか1日または両日を休みとする。また、毎月第3日曜日は、「家庭の日」として原則活動しない。
- 土・日に連続して大会・発表会がある場合は、別日を休養日とする。
- 朝練習は行わない。

#### イ 長期休業中の活動

- 長期休業中の土・日については原則休養日とする。
- 「行事を組まない期間」、「年末年始休業日」については活動しない。
- 長期休業中における活動は、生徒の健康に配慮した時間帯とする。

### (2) 組織的な運営体制の整備

- 部活動の意義を踏まえ、これまで以上に児童生徒の成長や学業との両立に配慮した適切な部活動運営を行う必要がある。そのためには、校長を中心とする責任ある体制の下、学校全体で組織的に推進していくことが重要である。
- 各学校における部活動の目標や運営方針等を組織全体で共有するとともに、定期的に部活動顧問会議を開催するなど、部活動全体の組織化を図る。
- 顧問は、各学校の部活動の運営方針に従い、大会等を精選した上で、年間及び月間等の活動計画を作成する。活動計画の作成に当たっては、児童生徒にとって、充実した学校生活やスポーツ障害を予防する観点などから、活動時間や練習日数、休養日を適切に設定する。

### (3) 活動計画の作成

- 児童生徒の事故防止及び安全管理、健康管理に十分留意し、発達段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した活動計画となるよう配慮する。
- 勝つことのみを求めすぎることで、活動内容や活動量が児童生徒の過重

な負担になったり、活動時間が長時間に渡ったりすることで、生活や学業に支障が出たりしないよう配慮する。

#### (4) 顧問の役割

顧問は、部活動に関する学校の目標や運営方針を踏まえ、校内で連携・協力し、活動計画に基づいた運営や効率的・効果的な指導を行う。

##### ア 児童生徒の状況把握

- 児童生徒の能力や心の動きに配慮した指導を心がけ、生涯を通じてスポーツや文化活動を実践する態度や能力の育成に向け、児童生徒の自主性や主体性を尊重した運営に努める。
- 部活動以外の学校生活においても児童生徒とのコミュニケーションを大切にし、児童生徒が発するシグナルを見逃さない。

##### イ 専門的な技術指導

- 様々な指導方法の情報収集や実践の工夫をし、児童生徒一人一人に応じて適切に使い分けることが必要である。そこで、運営や指導方法について、定期的に点検や分析を行い、指導力向上や改善に努める。
- 児童生徒の安全・安心の確保を徹底できるよう、安全点検の徹底、スポーツ障害・バーンアウトの予防、体罰の根絶、女子への指導に係る正しい理解等に努めることが重要である。

#### (5) 保護者及び地域との連携

部活動を持続可能なものにしていくためには、必要に応じて保護者、そして地域社会と連携をしていく必要がある。

##### ア 保護者との連携・協力

- 部活動は学校教育の一環として行われており、日常の教育活動と同様に、保護者の理解を得る必要がある。さらに、活動にかかる費用などの面からも、保護者の援助、協力は不可欠である。日頃から保護者との信頼関係を築き、児童生徒の活動が充実したものになるように心がけることが大切である。
- 学校は、部活動について保護者に情報を発信するとともに、顧問は各部活動ごとに保護者会を開催するなどし、指導方針や活動計画を保護者に知らせることに努める。そして、学校と保護者間の理解を深め、学校と家庭が連携した部活動運営を実現する。

#### イ 地域との連携

- 市の部活動指導員など地域人材を活用するに当たっては、部活動が教育活動の一環であることを踏まえ、外部指導者に対して、学校の部活動の運営方針等について十分に理解を得た上で、適切な指導に当たるよう働きかけなければならない。

### (6) 安全の確保と緊急時の対応

#### ア 安全の確保

- 児童生徒の健康の保持増進をめざし、部活動においても、バランスのとれた生活や成長のための健康・安全に留意した適切な活動を行う必要がある。
- 顧問は、部活動中の事故防止について十分注意を払うとともに、必ず事前に児童生徒に安全に対する注意を促すことが必要である。

#### イ 熱中症の予防

異常気象下における熱中症予防のため、児童生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、以下のような適切な措置を講じる必要がある。

##### ○保護者

- ・水分補給のためにスポーツドリンクも含めた飲み物を多めに持参する。
- ・帽子の着用や保冷剤の活用を推奨する。

##### ○学校および顧問

- ・活動前に健康観察を行い、体調不良者を把握するとともに、該当者には活動の制限や中止を指示する。
- ・活動中も一人一人の様子に気を配るとともに、自ら不調を申し出るよう指導を徹底する。
- ・15分ごとの休憩を取る。
- ・猛暑日は活動時間を2時間以内にする。

##### ○ 落雷など急激な天候の変化にも迅速に対応する。

- 活動場所の施設設備等については、常にその状態を把握するとともに、必要に応じて臨時の安全点検を実施し、事故防止に努める。安全点検等の実施に当たっては、児童生徒の意見も聞き入れ、児童生徒の視点で危ないと思っている箇所についても点検を行うなど、児童生徒の参加を促すことは、安全教育の視点からも重要である。

#### ウ 緊急時の対応

- 校内で事故が発生した場合、どのような経路で医療機関に受診させるかの道筋を、教職員の緊急対応訓練等を実施するなどしてあらかじめ校内で確認しておく。
- 事故が発生した後には、速やかに管理職及び顧問によって事故原因を分析し、安全管理と指導の在り方について追及するとともに、早急に再発防止対策を講じる。

#### (7) 体罰の根絶

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、顧問は、部活動指導場面のみならず、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、顧問及び学校への信頼を失墜させる行為である。

- 体罰等は、直接受けた児童生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した児童生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすものである。
- 部活動においては、児童生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われる場合もあるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や仲間との連帯感を育む目的の範囲内でのみ許容されるものである。こうした指導を行う場合は、計画にのっとり、児童生徒へ説明し、理解させた上で、技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により行われなければならない。
- 指導にあたって、児童生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されるものではないことを、常に意識する。

### 【参考資料】

- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」  
(平成30年3月 スポーツ庁策定)
- 「部活動指導ガイドライン」  
(平成30年9月 愛知県教育委員会策定)
- 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」  
(平成30年12月 文化庁策定)